

## 尾張旭市学校給食センター（食育指導室A・B、食育実習室） の利用について

尾張旭市学校給食センター設置条例第4条及び尾張旭市学校給食センター設置条例施行規則第3条に基づき、下記のとおり食育施設の使用及び使用の許可を行う。

### 1 食育施設

- (1) 食育指導室A
- (2) 食育指導室B
- (3) 食育実習室

### 2 使用時間

午前9時から午後4時まで

### 3 休業日

土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）

### 4 利用について

食育施設の利用にあたっては、食育を目的とした利用とするものを対象とする。

また、尾張旭市学校給食センター設置条例施行規則第8条に基づき、使用の許可制限を行う。下記の次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、食育施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 食育施設又は附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 営業宣伝又は営利を目的とすると認めるとき。
- (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

### 5 費用

無料

### 6 申込方法

使用許可申請書に必要事項を記載し申し込む（使用日の2个月前に属する月の1日から使用日の2日前まで）。

### 7 許可

申し込みは、直接窓口のみとし、申請書により申し込みがあった時は、内容を審査し適当と認める場合、使用許可書を交付する。

## 8 施設利用の中止

- (1) 災害、事故等により給食センター業務に支障を来す恐れがある場合
- (2) 利用者の行動等が施設管理上適当でないと認める場合

## 9 その他

食育施設（食育指導室、食育実習室）を利用するものは、見学申し込みは必要としない。

学校給食センター使用許可申請書

年 月 日

尾張旭市教育委員会 殿

団体名

申請者 住所

(代表者) 氏名

連絡先電話 ( ) -

次のとおり申請します。

使用目的	
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用施設	<input type="checkbox"/> 食育指導室A <input type="checkbox"/> 食育指導室B <input type="checkbox"/> 食育実習室
使用責任者	住所
	氏名
使用予定人数	
事業の内容 及び持込物等	
備考	